

港鯨城会 会則

- 第1条 本会は、港鯨城会と称する。
- 第2条 本会の会員は、名古屋市港区に居住する高年大学鯨城学園の卒業生の内、区会への入会者の参加で構成する。
- 第3条 本会の目的は、会員相互の親睦と情報交換並びに学習と地域社会奉仕活動とする。
- 第4条 本会の事務局は会長の自宅とする。
- 第5条 本会は目的達成のため、年4回以上の行事を行い、総会を毎年4月に開催するものとする。港鯨城会便りを年1回以上発行する。
- 第6条 本会は会員互選の上、下記役員を決める。
- | | | |
|-------|-----|----------------------------|
| 会 長 | 1名 | 本会を代表し会務を総括し、本部の代議員として |
| (代議員) | | その任に当たる。 |
| 副会長 | 3名 | 会長を補佐し会長事故ある場合はその職務を代行する。 |
| | | 総務担当 1名 |
| | | 社会福祉担当 1名 |
| | | 行事担当 1名 |
| 幹 事 | 1名 | 毎年1名を選出し任期2年とする。 |
| | | 卒業後5年次迄の会員より選出する。 |
| | | 本部に出向し協議運営に当る。 |
| 会 計 | 1名 | 本会の経理・予算・決算等の事務を管理する。 |
| 監 査 | 2名 | 会計・物品等の監査をする。 |
| 連絡員 | 11 | 地区担当とし会員への連絡及び会の運営・その他に当る。 |
| 顧 問 | 若干名 | 会長が委嘱し会の円滑な運営のために意見の交換を行う。 |
| | | 尚、役員任期は一年とするも再選を妨げない。 |
- 第7条 本会の経費は入会金及び会費を以ってあてる。
- ① 入会金は1,000円とし、入会時に年会費2,000円と共に徴収する。
なお、入会金は制服(ベスト)・制帽の制作費用の一部に充当するものとし制服・制帽は入会時に配布するが、退会時には返却を必要としない。
 - ② 本会の会費は年2,000円とする。(全員ボランティア保険に加入)
ただし、夫婦で入会する場合は年会費を夫婦で合計3,000円とする。
 - ③ 本部会費として会員1名当り300円を毎年鯨城会本部へ納入する。
 - ④ その他行事に必要とする場合は、その都度徴収する。
 - ⑤ 本部へ300円支払い時期までに年会費未納者は自然退会とみなす。

第8条 鯨城学園高年大学に再入学された会員や家庭の事情等で港鯨城会を休会される場合は会費を徴収しない。
また、休会者が港鯨城会に再入会の場合の入会金は徴収しない。

第9条 港鯨城会は一つの同好会につき年5,000円の計算で助成金を計上する。
各同好会への配分は、参加会員数・活動日数等の状況により会長が判断する。
また、助成金の使途の報告義務は無いが、港鯨城会会長から要求があった場合は速やかに報告する。

第10条 本会の会計報告は、毎年4月総会時に行うものとする。

第11条 本会の年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

第12条 その他必要事項が生じた場合は協議の上、案を作成し総会で決定するものとする。

付 則 (1) 平成24年度より本部の会則改定に当り本会会則の改定を実施する。

平成24年4月3日第6条(付則) 第7条(付則)を改定

平成25年4月23日

(2) 第6条副会長の項目に、それぞれ3名の担当を追加。

(3) 第6条現状に合わせ、会計1名、監査2名に変更

(4) 第7条に、鯨城会本部入会金1,000円の同時徴収を追加。

(5) 平成29年度より鯨城学園高年大学再入学制度発足に伴い
再入学者の項目を、第8条に追加。

(6) 同好会への助成金について、第9条に追加。

平成29年4月25日

(7) 第7条の年会費を1,500円から2,000円に変更。

(全員ボランティア保険に加入)

平成30年4月24日

(8) 第7条の鯨城会本部入会金1,000円の徴収を廃止。

平成31年4月23日

(9) 第7条の②年会費に、但し書きを追加。

「但し、夫婦で入会する場合は年会費を夫婦で合計3,000円とする。」

令和3年4月27日

(10) 第7条の①入会金を1,000円に変更。

第8条の休会扱いの範囲の拡大。

第9条の同好会助成金の配分を均一とせず会長が判断することに変更。

令和5年4月18日